

秋田県河川管理施設
(樋門・樋管・水門・河川管理橋)
長寿命化計画

公表資料
(樋門・樋管編)

令和 8 年 3 月

秋田県建設部河川砂防課

目次

1.秋田県河川管理施設長寿命化計画の目的.....	1
1-1 背景及び目的.....	1
2.対象施設.....	2
2-1 対象施設（樋門・樋管）	2
2-2 対象施設数（樋門・樋管）	2
3.施設の現状.....	3
3-1 施設の現状（樋門・樋管）	3
3-2 変状・劣化等について（樋門・樋管）	5
4.新技術の活用によるコスト縮減効果.....	6
4-1 新技術の活用によるコスト縮減効果	6
5.維持管理計画の策定.....	6
5-1 維持管理手法（樋門・樋管）	6
5-2 管理水準の設定（樋門・樋管）	8
5-3 施設の点検方法（樋門・樋管）	9
6.長寿命化計画の策定.....	10
6-1 優先度の評価（樋門・樋管）	10
6-2 秋田県河川管理施設長寿命化計画（樋門・樋管）	11

1.秋田県河川管理施設長寿命化計画の目的

1-1 背景及び目的

河川には、堤防や護岸などの構造物のほか、支川や水路等の接続部で堤防の機能を確保するために設けられる水門や樋門・樋管、河道を横断して設けられる堰や床止めなどの構造物が多々あります。

これらの河川構造物は、その多くが高度経済成長期に施工され、施工から 50 年以上経過しており、秋田県においても同様に各施設の老朽化が進行しています。

一方、厳しい財政事情が続く中、近年水害が多発している状況を踏まえ、維持管理・更新等に係るコスト縮減・予算の平準化を図りつつ、河川構造物の安全性を確保していく必要があることから、戦略的に維持管理・更新等を実施していくことが求められています。

秋田県では、平成 25 年度から健全度を診断する詳細点検を実施し、平成 29 年度でほぼ一通りの点検が完了したことから、健全度等による対策の優先度を定め、長寿命化を含む適切かつ戦略的な維持管理を行っていくことを目的とした「樋門・樋管」の長寿命化修繕計画を策定しました。

その後、計画策定から一定期間が経過したことを踏まえ、社会情勢や施設の経年変化、最新の維持管理状況を反映し、中長期的なコストのさらなる縮減・平準化を図るため、令和 4 年度から実施した 2 巡目の詳細点検結果をもとに、このたび本計画の更新を行いました。

2.対象施設

2-1 対象施設（樋門・樋管）

本計画では、施設が持つ機能や機能喪失時に背後地へ及ぼす影響度を考慮し、以下の（１）～（２）のいずれかの条件に該当する施設を計画の対象として選定しています。

（１）河道状況からみる重要性による選定

河道形式は一般的に築堤河道と堀込河道に区分され、堤内地と堤防天端、計画高水位の標高差により定義されます（図.1）。

堤防機能が喪失した場合における氾濫・浸水被害の危険度がより高い築堤河道に位置する施設を対象とします。

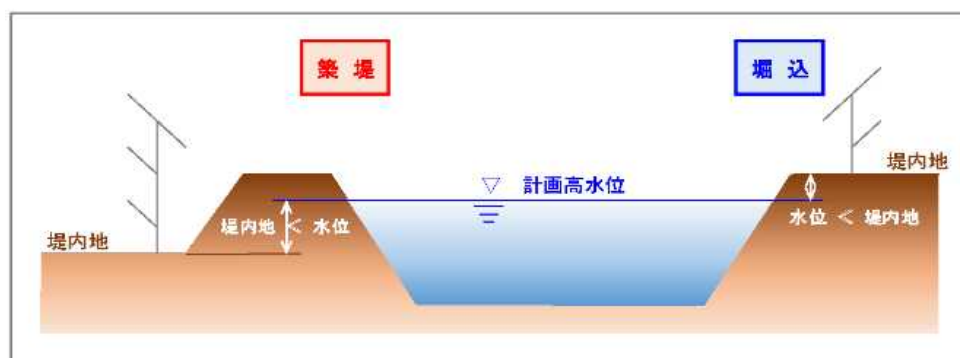


図.1 河道形式のイメージ

（２）治水・排水機能面による選定

「樋門・樋管」には、堤内地からの排水を適切に行う役割と、河道からの河川水の逆流を防止する役割があります。逆流の恐れがなくゲートを省略している排水工（図.2）に対し、逆流防止機能を持つ操作を有するゲートがある施設（図.3）が設置されている施設は、治水上の重要度ならびに管理の必要性が高いことから、本計画の対象とします。



図.2 ゲート省略の例



図.3 操作を有するゲートの例

2-2 対象施設数（樋門・樋管）

以上の（１）～（２）のいずれかの基準を満たす 1,028 基を、本計画の対象施設とします。

3.施設の現状

3-1 施設の現状（樋門・樋管）

令和4年度より実施した2巡目の詳細点検調査に基づき、健全度評価結果を整理しました。

なお、健全度評価区分は、「堤防等河川管理施設及び河道の点検・評価要領」（国土交通省、R5.3）p.11(表.1)に基づき集計整理しています。

表.1 河川管理施設の総合的な評価区分

評価区分		状態	変状確認	機能支障
A	異状なし	・目視できる変状がない、または目視できる軽微な変状が確認されるが、堤防等河川管理施設の機能に支障が生じていない健全な状態	なし	なし
B	要監視段階	・堤防等河川管理施設の機能に支障が生じていないが、進行する可能性のある変状が確認され、経過を監視する必要がある状態（軽微な補修を必要とする場合を含む）	あり	なし
C	予防保全段階	・堤防等河川管理施設の機能に支障が生じていないが、進行性があり予防保全の観点から、対策を実施することが望ましい状態 ・詳細点検（調査を含む）によって、堤防等河川管理施設の機能低下状態を再評価する必要がある状態	あり	なし
D	措置段階	・堤防等河川管理施設の機能に支障が生じており、補修又は更新等の対策が必要な状態 ・詳細点検（調査を含む）によって機能に支障が生じていると判断され、対策が必要な状態	あり	あり

出典；「堤防等河川管理施設及び河道の点検・評価要領」（国土交通省、R5.3）p.11

施設全体の健全度評価結果は次のとおりです。

表.2 施設全体の健全度評価及び変状箇所

評価 集計	健全度 評価	抜上り・ 堤体	函体	翼壁	取付け 護岸	ゲート	門柱・ 操作台	無し
A	44	0	1	0	0	0	0	43
B	288	61	158	49	16	1	3	0
C	433	33	217	86	34	31	32	0
D	263	12	105	28	7	99	12	0
計	1028	106	481	163	57	131	47	43

総合評価結果（全体）

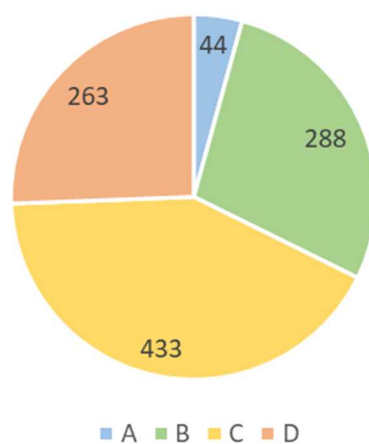


図.4 施設全体の健全度評価

3-2 変状・劣化等について（樋門・樋管）

施設全体の総合評価結果において、「堤防等河川管理施設の機能に支障が生じており、補修又は更新等の対策が必要な状態」若しくは「詳細点検（調査を含む）によって機能に支障が生じていると判断され、対策が必要な状態」となっており、補修の目安となる健全度Dの合計は、全体の約25%となっています。

具体的には、図.5 や図.6 に示すコンクリートの剥離や剥落が生じている箇所などがこれに該当しており、今後は計画的な修繕による機能回復を進めていく必要があります。



図 5. 翼壁・川表損傷例



図.6 函体・頂版損傷例

4.新技術の活用によるコスト縮減効果

4-1 新技術の活用によるコスト縮減効果

① ひび割れ補修におけるコスト縮減

- 手動式低圧注入工法を標準的な工法として想定することで、従来工法に対し約 10%の単価コスト縮減となり、計画全体で約 4.0 百万円のコスト縮減が見込まれます。

5.維持管理計画の策定

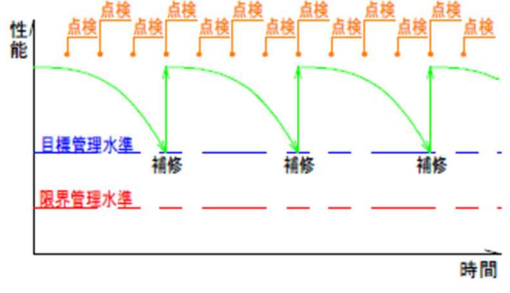
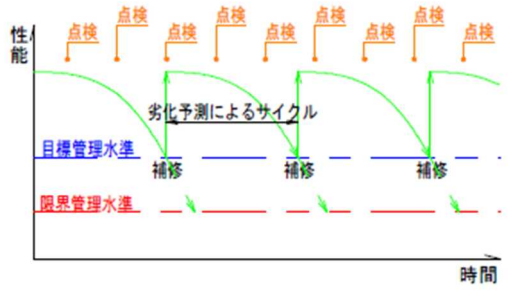
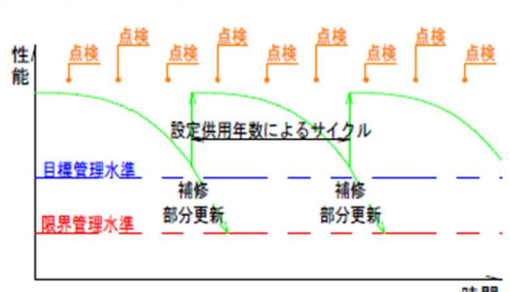
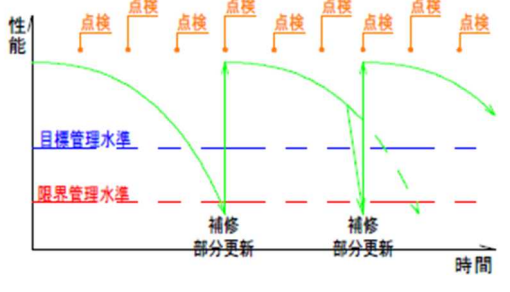
5-1 維持管理手法（樋門・樋管）

従来の維持管理手法は、壊れてから大規模な修繕を実施する「事後保全型」が主流でしたが、今後は定期的な点検結果に基づく「予防保全型」を採用し、適切な時期の修繕を通じてコスト縮減と施設の長寿命化を図ります。

ただし、前項「3. 施設の現状」でお示ししたとおり、すでに補修や更新等が必要となる「健全度 D」の施設も存在しています。こうした箇所に対しては、まずは修繕による機能回復（事後保全）を優先して実施し、状態が改善された後に予防保全型の管理へ移行していく計画です。

なお、「樋門・樋管」は自然外力の影響を受けやすく、コンクリート構造の劣化予測が非常に困難であることから、現時点においては「予防保全型【状態監視型】」の維持管理手法を採用します。

表.3 維持管理手法

大区分	中区分	定義
予防保全型	【状態監視型】 	点検結果により劣化や損傷等の変状を評価し、目標となる管理水準を下回った場合に修繕等を行う。
	【予測計画型】 	点検データ等を用いて劣化の進行予測を行い、最適なタイミングを設定し、修繕等を行う。
	【時間計画型】 	劣化の予兆や状態の把握が難しい施設等は、管理水準を維持するために期間を設定し修繕（補修・部分更新）を行う。
事後保全型		限界管理水準を超えてから修繕等を行う手法です。 すでに機能回復が必要となっている箇所への優先的な対応や、事故・異常気象など計画的な修繕が困難な突発事象への対応として適用します。

5-2 管理水準の設定（樋門・樋管）

定期的な点検において機能低下や支障が確認された場合は、必要に応じて適切な対応を行います。予防保全によって施設の機能を常に担保するという観点から、目標管理水準はゆとりを持った健全度を確保する設定とします。具体的には、本県における「樋門・樋管」の目標管理水準を健全度C以上と定めて維持を図ります。

表.4 管理基準

評価区分		状態	変状 確認	機能 支障
目標管理水準	A 異状 なし	・目視できる変状がない、または目視できる軽微な変状が確認されるが、堤防等河川管理施設の機能に支障が生じていない健全な状態	なし	なし
	B 要 監視 段階	・堤防等河川管理施設の機能に支障が生じていないが、進行する可能性のある変状が確認され、経過を監視する必要がある状態(軽微な補修を必要とする場合を含む)	あり	なし
	C 予防 保全 段階	・堤防等河川管理施設の機能に支障が生じていないが、進行性があり予防保全の観点から、対策を実施することが望ましい状態 ・詳細点検(調査を含む)によって、堤防等河川管理施設の機能低下状態を再評価する必要がある状態	あり	なし
限界管理水準	D 措置 段階	・堤防等河川管理施設の機能に支障が生じており、補修又は更新等の対策が必要な状態 ・詳細点検(調査を含む)によって機能に支障が生じていると判断され、対策が必要な状態	あり	あり

出典：「堤防等河川管理施設及び河道の点検・評価要領」（国土交通省 R5.3） p.11

5-3 施設の点検方法（樋門・樋管）

秋田県における法定点検実施の考え方は以下の通りです。

表.5 法定点検実施の考え方

点検の頻度	点検の方法	点検・評価者
1年に1回以上	目視点検又はドローン等を活用した点検を原則 (出水期前の動作確認時の機会を活用することも可)	河川維持管理業者（職員直営または機械・電気設備保守点検業者も可） 変状の進行や明らかな機能低下が確認された場合は、必要に応じてコンサルタントが評価 (上記以外の場合は前回の結果を継続可)

6.長寿命化計画の策定

6-1 優先度の評価（樋門・樋管）

計画の対象となる施設数が、1,028 基と膨大となることから、対策を実施するにあたり、施設本体の健全度その他、施設機能喪失等によって想定されるリスク（河道条件や背後地への影響等）を顕在化し、施設毎の総合的な優先度を評価します。

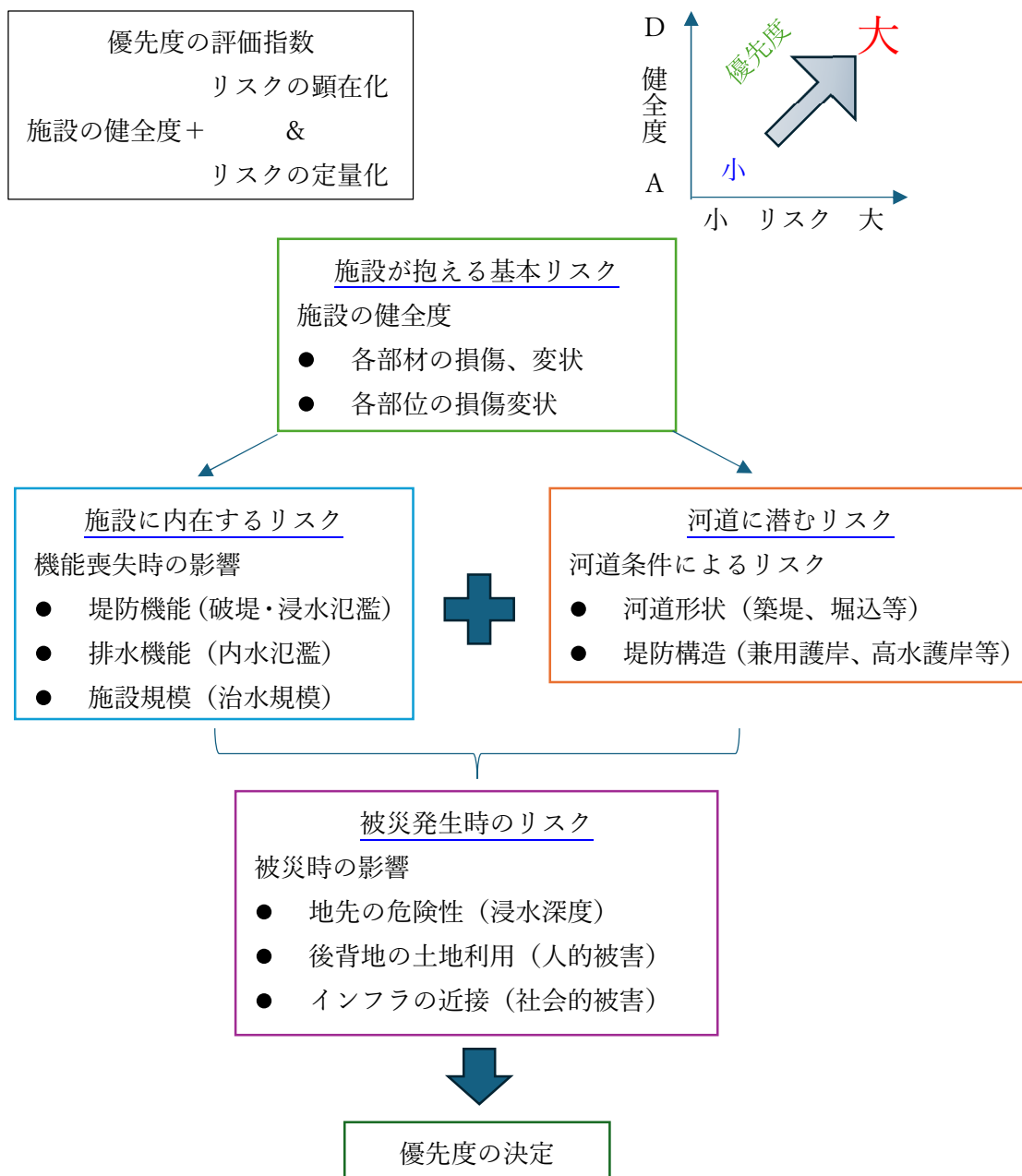


図.7 優先度評価フロー

表.6 優先度設定事項一覧表

事項項目	状況（点数）				
①施設の健全度	D	(100 点)	～	A	(0 点)
②変状の発生部位	抜上り・堤体	(10 点)	～	なし	(0 点)
③河道形態	天井河川	(10 点)	～	堀込河道	(0 点)
④堤防護岸構造	兼用護岸	(10 点)	～	低水護岸	(0 点)
⑤後背地の状況	DID・要配慮者利用施設	(10 点)	～	原野他	(0 点)
⑥交通インフラへの影響	鉄道・緊急輸送道路	(10 点)	～	管理道	(0 点)
⑦想定浸水深	5m 以上	(7 点)	～	なし	(0 点)
⑧重要水防箇所	A	(7 点)	～	なし	(0 点)

6-2 秋田県河川管理施設長寿命化計画（樋門・樋管）

①基本方針

本計画は、定期的な点検に基づく予防的な対策により「樋門・樋管」の機能不全を未然に防ぎ、維持管理コストの縮減・平準化を図ることで、県財政への負担を最小限に抑えることを目的としています。

ただし、直近の詳細点検結果によると、健全度Dと評価されている施設が全体の約 25%となっており、確実な機能回復が求められています。そのため、計画の初期段階を「機能回復期間」と位置づけ、これらの施設を目標管理水準まで向上させることを短期目標とします。

また、個別施設の補修・更新の検討の際には、既存の周辺施設との統廃合も考慮しながら、全体の計画を見直してまいります。

②計画期間

本計画は、令和元年度（2019 年度）に策定された「秋田県河川管理施設（樋門・樋管）長寿命化計画」の更新を行うものです。

今回の見直しでは、令和 8 年度（2026 年度）を新たな起点とする 50 年間（令和 8 年度（2026 年度）～令和 57 年度（2075 年度））を計画期間として設定し、今後の適切な補修費等や更新費の平準化について検討を行っています。

なお、今後も計画期間内に実施する点検結果等に基づき、社会情勢や施設の状況変化に応じて、本計画の更新を適宜行ってまいります。

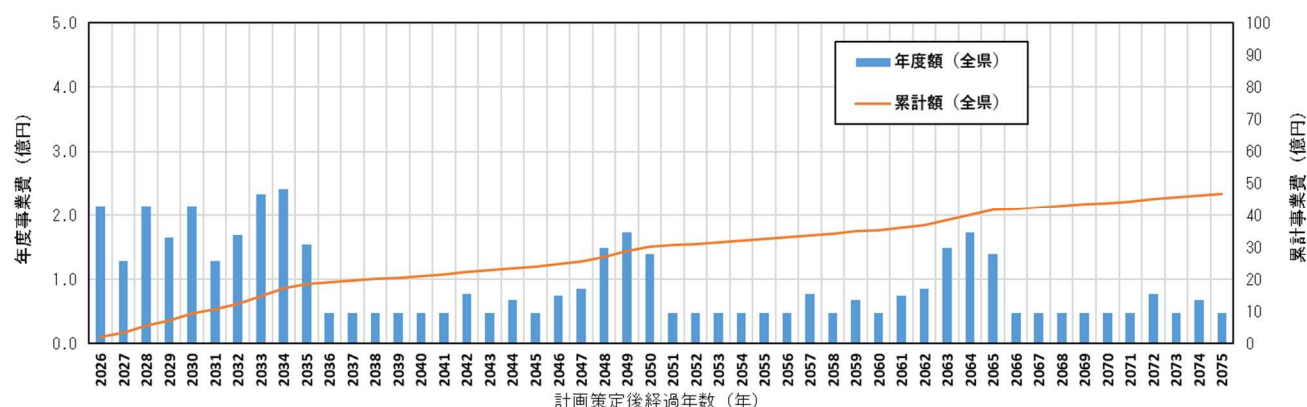


図.8 事業費年度額及び事業費累計額

総事業費：約 46.9 億円／50 年間

（従来の事後保全型と比較し約 82.8 億円の縮減）

【計画作成担当部署】

秋田県 建設部 河川砂防課

河川・ダム・海岸チーム

〒010-8570 秋田市山王 4 丁目 1-1 6F

TEL 018-860-2514

FAX 018-860-3809

Mail Kasenka@pref.akita.lg.jp

〈R8.3 改訂〉

秋田県河川管理施設
(樋門・樋管・水門・河川管理橋)
長寿命化計画

公表資料
(水門・河川管理橋編)

令和 8 年 3 月

秋田県建設部河川砂防課

目次

1.秋田県河川管理施設長寿命化計画の目的.....	1
1-1 背景及び目的	1
2.対象施設.....	2
2-1 諸元.....	2
3.施設の現状.....	4
3-1 施設の現状（水門）	4
3-2 施設の現状（河川管理橋）	9
4.新技術の活用によるコスト縮減効果.....	10
4-1 新技術の活用によるコスト縮減効果.....	10
5.維持管理計画の策定	10
5-1 維持管理手法（水門・河川管理橋）	10
5-2 施設の点検方法（水門・河川管理橋）	10
6.長寿命化計画の策定	11
6-1 優先度の評価（水門）	11
6-2 優先度の評価（河川管理橋）	12
6-3 秋田県河川管理施設長寿命化計画（水門・河川管理橋）	12

1.秋田県河川管理施設長寿命化計画の目的

1-1 背景及び目的

河川には、堤防や護岸などの構造物のほか、支川や水路等の接続部で堤防の機能を確保するために設けられる水門や樋門・樋管、河道を横断して設けられる堰や床止めなどの構造物が多々あります。

これらの河川構造物は、その多くが高度経済成長期に施工され、施工から 50 年以上経過しており、秋田県においても同様に各施設の老朽化が進行しています。

一方、厳しい財政事情が続く中、近年水害が多発している状況を踏まえ、維持管理・更新等に係るコスト縮減・予算の平準化を図りつつ、河川構造物の安全性を確保していく必要があることから、戦略的に維持管理・更新等を実施していくことが求められています。

秋田県が管理する「水門」は 2 基あり、建設から 30 年以上経過しています。

また、「河川管理橋」は施工から 50 年以上経過している橋梁もあり、秋田県においても同様に各施設の老朽化が進行しています。

水門は洪水時において、適切な操作のもと、本川からの流入水を防ぎ、浸水被害を軽減する重要な役割を担うため、施設の健全性の担保については特に留意する必要があります。

河川管理橋についても、河川管理施設における維持管理および水防活動において重要な役割を担うため、維持管理・更新等を実施していく必要があります。

当該施設の長寿命化を含む適切な維持管理の推進に向け、各部位の最適な更新時期や修繕工法等を検討した長寿命化計画を令和元年度に策定しましたが、その後、一定期間が経過いたしました。

そのため、近年の社会情勢の変化や施設の経年変化、現在の維持管理状況等を適切に反映し、中長期的な維持管理・更新等に係るコストのさらなる縮減と平準化を図るため、本計画の更新を行いました。

2.対象施設

2-1 諸元

【福部内川水門】

設置箇所：秋田県大仙市大曲須和町

合流河川：丸子川

構造寸法：W 8. 3 m × H 4. 1 m × 3 連函体

築造年度：平成 7 年（1 9 9 5 年）



図.1 福辺内川水門

【地蔵川水門】

設置箇所：秋田県秋田市四ツ小屋末戸松本字古川

合流河川：岩見川

構造寸法：W 1 3. 0 m × H 3. 6 m

築造年度：昭和 6 1 年（1 9 8 6 年）



図.2 地蔵川水門

表.1 河川管理橋一覧

地域 振興局	橋梁名	路線名	所在地	最新点検による 健全性の診断の区分
鹿角	寺の沢川小橋	米代川	鹿角市 八幡平小豆沢上川原	I：健全
北秋田	—	—	—	—
山本	—	—	—	—
秋田	農道橋	新城川	秋田市 飯島川端2丁目	I：健全
	横川1号橋	下浜鮎川	秋田市 下浜羽川 地内	I：健全
	馬踏川 河川管理橋	馬踏川	潟上市 昭和大久保山神 地内	Ⅲ：早期措置段階
	地藏川水門橋	地藏川	秋田市 四ツ小屋末戸松本古川敷	Ⅱ：予防保全段階
	石動橋	太平川	秋田市 広面谷内佐渡	Ⅱ：予防保全段階
由利	石沢川管理橋	石沢川	由利本荘市 館	Ⅱ：予防保全段階
仙北	—	—	—	—
平鹿	七志橋	上溝川	横手市 大森字堂林	I：健全
雄勝	くらた前管理橋	姉倉沢川	湯沢市 字祝田地内	I：健全



図.3 横川1号橋



図.4 地藏川水門橋

3.施設の現状

3-1 施設の現状（水門）

【土木施設】（水門）

水門における土木施設の詳細調査は、目視による健全度評価と、対象施設の現状を数値的に把握することを目的に、コンクリート強度試験及び中性化深さの測定試験を実施しました。

なお、健全度評価区分は、「堤防等河川管理施設及び河道の点検・評価要領」（国土交通省、R5.3）p.11 に基づき集計整理しています。

表.2 河川管理施設の総合的な評価区分

評価区分		状態	変状確認	機能支障
A	異状なし	・目視できる変状がない、または目視できる軽微な変状が確認されるが、堤防等河川管理施設の機能に支障が生じていない健全な状態	なし	なし
B	要監視段階	・堤防等河川管理施設の機能に支障が生じていないが、進行する可能性のある変状が確認され、経過を監視する必要がある状態（軽微な補修を必要とする場合を含む）	あり	なし
C	予防保全段階	・堤防等河川管理施設の機能に支障が生じていないが、進行性があり予防保全の観点から、対策を実施することが望ましい状態 ・詳細点検（調査を含む）によって、堤防等河川管理施設の機能低下状態を再評価する必要がある状態	あり	なし
D	措置段階	・堤防等河川管理施設の機能に支障が生じており、補修又は更新等の対策が必要な状態 ・詳細点検（調査を含む）によって機能に支障が生じていると判断され、対策が必要な状態	あり	あり

出典：「堤防等河川管理施設及び河道の点検・評価要領」（国土交通省、R5.3）p.11

土木施設の健全度評価は、クラック等が生じており部材の機能が低下している状態箇所があるものの、詳細調査におけるコンクリート強度及び中性化深さについては問題がないため、施設全体としては機能に支障が生じるような状態には至っていないと評価されます。

■福部内川水門の土木施設状況

函体、門柱、翼壁に、クラック、剥離・剥落、豆板、鉄筋露出、錆汁、表面気泡が確認されています。

表.3 福部内川水門主要変状一覧

部位		劣化状況		備考
函体	左側函体	クラック 剥離・剥落 錆汁	8箇所（最大幅 1.0mm） 1箇所（最大深 90mm） 2箇所	
	中央函体	クラック 鉄筋露出 豆板 表面気泡	7箇所（最大幅 2.00mm） 1箇所 3箇所（最大深 20mm） 1箇所（最大深 5mm）	
	右側函体	クラック 剥離・剥落 錆汁	6箇所（最大幅 0.40mm） 6箇所（最大深 200mm） 1箇所	
門柱	門柱本体	クラック	1箇所（最大幅 0.40mm）	
翼壁	川表	剥離・剥落	1箇所（最大深 15mm）	

■地蔵川水門の土木施設状況

門柱（門柱、操作台）、翼壁（川表、川裏）に、クラック、豆板、コールドジョイント、エフロレッセンス、剥離・剥落等が確認されています。

表.4 地蔵川水門主要変状一覧

部材		劣化状況		備考
門柱	門柱本体	クラック 豆板 コールドジョイント 剥離・剥落	2箇所（最大幅 0.45mm） 1.96m ² （最大深 2mm） 9箇所 1箇所（最大深 60mm）	
	操作台	クラック 豆板 コールドジョイント 剥離・剥落	35箇所（最大幅 2.5mm） 0.16m ² （最大深 3mm） 12箇所 3箇所（最大深 10mm）	
翼壁	川表	クラック エフロレッセンス コールドジョイント 剥離・剥落	5箇所（最大幅 1.0mm） 8箇所 8箇所 1箇所（最大深 8mm）	
	川裏	クラック 豆板 エフロレッセンス コールドジョイント 剥離・剥落	5箇所（最大幅 1.5mm） 0.06m ² （最大深 5mm） 1箇所 5箇所 3箇所（最大深 10mm）	

■土木施設状況写真（いずれも福部内川水門の事例）



図.5 左側函体 頂版 錆汁



図.6 中央函体 頂版 鉄筋露出



図.7 右側函体 側壁 剥落・豆板



図.8 中央函体 側壁 豆板

【機械・電気施設】（水門）

「河川用ゲート設備点検・整備・更新マニュアル（案）H27.3」（国土交通省）により 3 段階の評価（○～×）をした上で、同マニュアル等の各部材毎の「平均取替・更新の標準年数」に基づく、時間的要素評価を加え土木施設と同様に 4 段階で評価しました。

表.5 機械・電気施設の総合的な評価区分

区分				施設の状態
マニュアルによる健全度		←健全度＋時間的要素を加味		
○	正常・支障無し	A	更新時期に余裕がある	正常であり、更新時期に余裕がある
△3	支障は生じていないが、数年のうちに支障が生じる恐れがある	B	数年のうちに支障が生じる	支障は生じてないが、数年の内に生じる恐れがある。
△2		C	経年劣化が標準年数に近傍（2～3年）	支障が生じてないが、2，3年のうちに更新時期を迎える
△1		D	経年劣化が標準年数を超過	支障は生じてないが、標準更新年数を超過している
×	支障が生じている	E	支障が生じており緊急に対応が必要	支障が生じており対応が必要

機械・電気施設の健全度評価（時間的要素を加味）は、いずれも現時点で支障が生じている部位はなく、動作に異常は確認されませんでした。

支障が生じていない場合においても、標準の更新年数を超えている部材については、計画的に更新する必要があります。

3-2 施設の現状（河川管理橋）

【土木施設】（河川管理橋）

河川管理橋における土木施設の詳細調査は、近接目視による健全度評価を実施しました。

なお、健全度評価区分は、「橋梁定期点検要領」（国土交通省道路局国道・技術課、R6.7）p.9 に基づき集計整理しています。

表.6 河川管理橋における総合的な評価区分

区分		定義
I	健全	道路橋の機能に支障が生じていない状態。
II	予防保全段階	道路橋の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。
III	早期措置段階	道路橋の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。
IV	緊急措置段階	道路橋の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。

出典：「橋梁定期点検要領」（国土交通省道路局国道・技術課、R6.7）p.9

4.新技術の活用によるコスト縮減効果

4-1 新技術の活用によるコスト縮減効果

① 扉体・戸当たりにおける塗装塗替について

- 塗装塗替において、既設塗膜を取り除くケレン処理（素地調整）および塗替塗料に新技術を活用することで、全体で約 1.1 億円のコスト縮減効果が見込まれます。

5.維持管理計画の策定

5-1 維持管理手法（水門・河川管理橋）

従来の維持管理手法は、壊れてから大規模な修繕を実施する「事後保全型」が主流でしたが、今後は定期的な点検結果に基づく「予防保全型」を採用し、適切な時期の修繕を通じてコスト縮減と施設の長寿命化を図ります。

機械・電気施設については、水門の操作が必要となる洪水時における突発的な故障等の事故が生じないように、点検結果に基づく健全度及び部材毎に定められている標準更新年数を目安として更新を行うことで、計画的な維持管理を行います。

5-2 施設の点検方法（水門・河川管理橋）

秋田県における法定点検実施の考え方は以下の通りです。

表.7 法定点検実施の考え方

点検の頻度	点検の方法	点検・評価者
1年に1回以上	目視点検又はドローン等を活用した点検を原則 (出水期前の動作確認時の機会を活用することも可)	河川維持管理業者（職員直営または機械・電気設備保守点検業者も可） 変状の進行や明らかな機能低下が確認された場合は、必要に応じてコンサルタントが評価 (上記以外の場合は前回の結果を継続可)

6.長寿命化計画の策定

6-1 優先度の評価（水門）

水門の計画対象となる施設の区分は、「土木施設」と「機械・電気設備」となります。

土木施設については、直近の点検結果によると施設の機能低下に直結するような劣化は確認されていません。しかし、適切な維持管理により施設の長寿命化を図るため、修繕等に当たっては各部位の健全度評価に基づいて優先順位を定め、断面修復やひび割れ補修等の対策により維持を図ります。

機械・電気設備については、健全度評価に基づき、状態の悪い機器・部品や、機能喪失時に致命的な影響を及ぼす部品について、優先的に更新します。

また、「取替・更新の標準年数」を目安に各機器・部品の更新タイミングを設定し、更新時期に猶予があるものについては実施を複数年に分散させるなど、対策に係る事業費の平準化を図ります。

表.8 機械・電気設備における優先度評価

項目	区分	配点	備考
取替・更新の 標準年数超過年数	-31 年～-40 年	0	
	-21 年～-30 年	1	
	-11 年～-20 年	2	
	-1 年～-10 年	3	↑更新期前
	0 年～9 年	4	↓更新期超過
	10 年～19 年	5	
	20 年～29 年	6	
	30 年以上	7	
健全度評価	○：健全	0	
	△3：要監視段階	1	
	△2：予防保全計画段階	2	
	△1：予防保全段階	3	
	×：措置段階	4	
致命・非致命区分	致命	1	
	非致命	0	
設置条件	区分 a	2	
	区分 b	1	
	区分 c	0	

6-2 優先度の評価（河川管理橋）

施設全体の健全度評価結果は次のとおりです。

表.9 河川管理橋における優先度評価

橋梁名	健全性の診断の区分	優先順位	備考
馬踏川河川管理橋	Ⅲ	1	秋田地域振興局
地蔵川水門橋	Ⅱ	2	秋田地域振興局
石動橋	Ⅱ	2	秋田地域振興局
石沢川管理橋	Ⅱ	2	由利地域振興局
寺の沢川小橋	Ⅰ	6	鹿角地域振興局
農道橋	Ⅰ	6	秋田地域振興局
横川1号橋	Ⅰ	6	秋田地域振興局
七志橋	Ⅰ	6	平鹿地域振興局
くらた前管理橋	Ⅰ	6	雄勝地域振興局

6-3 秋田県河川管理施設長寿命化計画（水門・河川管理橋）

①基本方針

計画の対象となる「水門・河川管理橋」に対して、定期的な点検による健全性の診断により、変状等が顕在化する前に予防的な対策を実施することで、限られた県の財政の中、維持管理コストの縮減および平準化を図ることを目的にします。

②計画期間

本計画は、平成 30 年度（2018 年度）に策定された「秋田県河川管理施設（水門）長寿
命化計画」の更新を行うものです。

計画期間は、令和 8 年度（2026 年度）を新たな起点とする 50 年間（令和 8 年度（2026
年度）～令和 57 年度（2075 年度））として再設定し、今後の適切な補修費等や更新費の平
準化について検討を行っています。

なお、今後も計画期間内に実施する点検結果等に基づき、社会情勢や施設の状況変化に
応じて、本計画の更新を適宜行ってまいります。

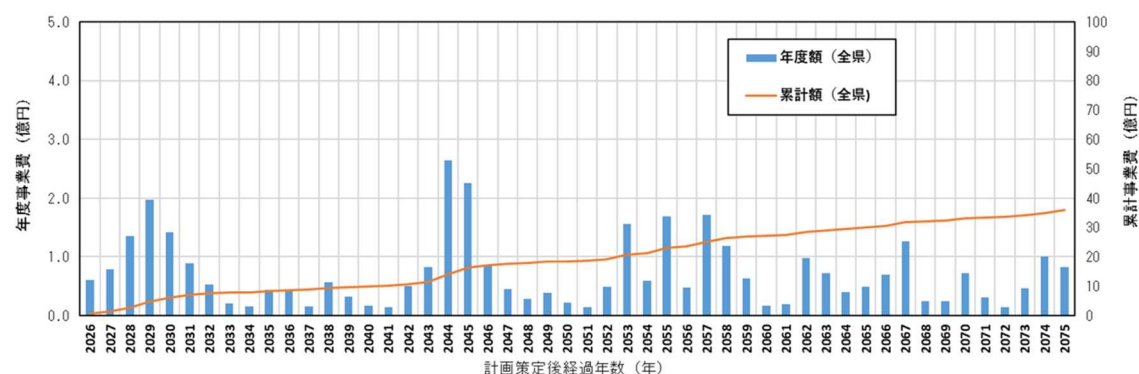


図.9 事業費年度額及び事業費累計額

総事業費：約 35.9 億円／50 年間

(従来の事後保全型と比較し約 2.6 億円の縮減)

【計画作成担当部署】

秋田県 建設部 河川砂防課

河川・ダム・海岸チーム

〒010-8570 秋田市山王 4 丁目 1-1 6F

TEL 018-860-2514

FAX 018-860-3809

Mail Kasenka@pref.akita.lg.jp

〈R8.3 改訂〉